

西日本工業大学大学院工学研究科履修に関する規程

最終改正 平成 27 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、西日本工業大学大学院学則（以下「学則」という。）第 27 条第 4 項に基づき、工学研究科の履修方法等について必要な事項を定めるものとする。

(教育の方法)

第 2 条 工学研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成又は特定の課題についての研究等に対する指導により行う。

(履修方法)

第 3 条 学生は、学則別表に基づいて作成される授業時間割表に従って、次のように履修するものとする。

- (1) 学生は、学則別表に掲げる授業科目のうちから 36 単位以上履修しなければならない。
- (2) 学生は、原則として、所属する分野から 1 名の主指導教員を、他の分野から 1 名の副指導教員を定め、履修する科目の選択ならびに学位論文の作成又は特定の課題についての研究等について、研究指導計画書に基づいてその指導を受けるものとする。
- (3) 指導教員に変更の必要が生じた場合には、工学研究科長の承認により変更することができる。
- (4) 社会人学生の生産・環境システム特別研究は、工学研究科長の承認により、当該社会人学生が所属する企業等で行うことができる。

(履修申告)

第 4 条 履修申告については、西日本工業大学履修に関する規程（以下「学部規程」という。）第 5 条の規定を準用する。

(授業)

第 5 条 授業については、学部規程第 6 条、第 7 条及び第 8 条の規定を準用する。

(試験)

第 6 条 試験は、授業科目の筆記試験、口頭試験または研究報告とし、授業科目の終了する学期末に行う。

- 2 追試験については、学部規程第 9 条第 2 号の規定を準用する。
- 3 再試験については、学部規程第 9 条第 3 号の規定を準用する。

(成績、評価及び単位認定)

第 7 条 授業科目を履修した者には、試験及び出席状況等によって成績の認定を行う。

- 2 授業科目の成績は、優、良、可、不可の評語をもって表し、優、良、可を合格、不可を不合格とする。
- 3 優、良、可、不可の点数は、学部規程第 19 条の規定を準用する。
- 4 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(学位論文等の提出)

第 8 条 学生は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）の審査を受けようとするときは、主指導教員の承認を得て、所定の書類を工学研究科長が指定した期日までに提出しなければならない。

- 2 特定の課題についての研究成果（作品等）の審査を受ける場合には、作品等に係る資料を所定の書類に含めるものとする。

(最終試験)

第 9 条 最終試験は、第 3 条に規定する履修すべき授業科目の単位を履修し、かつ、学位論文等を提出した者について行う。

(学位論文等の審査及び最終試験の方法)

- 第10条 工学研究科長は、審査委員を定めて、学位論文等の審査及び最終試験を行わせるものとする。
- 2 審査委員は、原則として、本学大学院の教員の中から選任するが、審査に付す学位論文等の内容により、審査するにあたってより適切な学外の研究者等を審査委員に選任することができるものとする。
- 3 学位論文等の審査は、以下の審査項目にもとづき審査委員による総合評価により行うものとする。
- (1) 学位論文等には、独創的かつ有用的な内容が含まれていること。
 - (2) 関連する内容の文献調査および研究動向調査が十分であること。
 - (3) 研究計画が適切であり、かつその遂行により何らかの知見を見いだすこと。
 - (4) 論文の構成や体裁が適切であり、かつその記述が的確であること。
 - (5) 研究内容の発表が平易に、かつ適切に行われること。
- 4 最終試験は、学位論文等を中心とし、これに関連のある科目について、筆記または口頭試験により行う。
- 5 工学研究科長は、審査委員の報告に基づいて、学位論文等及び最終試験の可否を決定する。

(課程修了の要件)

- 第11条 課程の修了要件は、課程に2年以上在学し、36単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文等の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

- 第12条 工学研究科の課程を修了した者には、学則の定めるところにより、修士(工学)の学位を授与する。

(教育職員免許状の取得)

- 第13条 大学においてすでに高等学校教諭一種免許状(工業)を授与されている者で、教育職員免許法による教育職員専修免許状を取得しようとする者は、別表1に定める授業科目の中より、24単位以上を修得しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成22年9月24日から改正施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 6 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表1

科目 番号	授業科目	単 位 数	分野別種別		授業時数				備 考
			生 産	環 境	1年		2年		
					前	後	前	後	
MS101	材料工学特論 I	2			2				
MS102	流体工学特論	2			2				
MS103	機械力学特論	2			2				
MS104	制御工学特論	2			2				
MS301	精密加工特論	2					2		
MS105	電気電子材料特論	2				2			
MS106	電気応用工学特論	2			2				
MS107	情報工学特論 II	2				2			
MS108	電子デバイス特論	2			2				
MS109	情報通信工学特論	2			2				
MS302	半導体回路設計特論	2					2		
MS110	ソフトウェア工学特論	2				2			
MS111	電気エネルギー工学特論	2				2			
ME101	地域環境工学特論	2			2				
ME102	地域環境情報システム論	2				2			
ME103	地盤工学特論	2				2			
ME104	水圏環境工学特論	2			2				
ME105	交通システム工学特論	2				2			
ME301	都市環境マネジメント論	2					2		
ME106	空間設計論 I	2			2				
ME302	空間設計論 II	2				2			
ME107	構造工学特論 I	2			2				
ME303	構造工学特論 III	2				2			
ME304	材料工学特論 II	2					2		
ME108	空間デザイン史特論	2			2				
MC101	技術経営論	2			2				
MC102	工業技術史特論	2				2			
MC103	知的財産戦略論	2			2				
MC104	生産管理システム論	2			(2)		(2)		
MC105	情報工学特論 I	2			2				
MC106	環境経済学論	2				2			
MC108	生物工学特論	2				2			